

経過措置見直しの考え方及び暫定基準（検討素案）

1. 亜鉛含有量に係る排水基準の経過措置の見直しに当たっての基本的考え方

亜鉛含有量に係る排水基準の経過措置の適用期限を平成 25 年 3 月 31 日に迎えるため、経過措置の見直しについて検討する必要がある。

今回の見直しに当たっての基本的考え方は、平成 19 年 11 月の大阪府環境審議会答申における亜鉛含有量に係る排水基準の見直しに当たっての基本的考え方を一部時点修正して踏襲した。

亜鉛含有量に係る排水基準の見直しに当たっての基本的考え方 (平成 19 年 11 月大阪府環境審議会答申)	今回の考え方
<p>○これまで府域で行われてきた上乗せ条例及び生活環境保全条例による法に基づく排水基準の適用範囲の拡大の取組みが、府域における汚濁負荷の低減につながり、水質保全を図る上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえて<u>検討する。</u></p> <p>○<u>法に基づく排水基準の強化にあたり、新たに一部の業種に対して暫定排水基準が設けられたところであり、</u>府域の事業場の排水実態を踏まえ、現時点において技術的に上乗せ基準を遵守することが困難な業種については、暫定排水基準を設定する。</p> <p>○適用される基準が強化されることとなる既設事業場に対しては、新しい基準を遵守するための諸準備に一定の期間が必要であることから、猶予期間を設ける。</p>	<p>○これまで府域で行われてきた上乗せ条例及び生活環境保全条例による法に基づく排水基準の適用範囲の拡大の取組みが、府域における汚濁負荷の低減につながり、水質保全を図る上で重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、<u>可能な限り経過措置の適用を解除する。</u></p> <p>○府域の<u>暫定排水基準適用対象事業場</u>の排水実態を踏まえ、現時点において技術的に上乗せ基準を遵守することが困難な業種については、<u>引き続き暫定排水基準</u>を設定する。</p> <p>○適用される基準が強化されることとなる既設事業場に対しては、新しい基準を遵守するための諸準備に一定の期間が必要であることから、猶予期間を設ける。</p>

2. 電気めっき業に係る暫定排水基準の見直しについて

電気めっき業に属する事業場のうち、一部の事業場では継続的に一律排水基準を超過しており、一律排水基準に引き続き対応できない。そのため、基本的考え方を踏まえ、平成25年4月1日以降も亜鉛含有量に関して暫定排水基準を適用することが適当。

暫定排水基準は、電気めっき業に属する事業場の排水実態を踏まえて、表1のとおりとすることが適当。

表1. 亜鉛含有量に係る暫定排水基準

業種	上乗せ条例
	日平均排水量 30m ³ 以上
電気めっき業	5 mg/L

平成20年4月1日時点の既設事業場（設置の工事を行っているものを含む。）について適用

3. 暫定排水基準の適用期間について

法の見直し後の暫定排水基準の適用期間が5年間とされたことから、今回の上乗せ条例の見直し後の暫定排水基準の適用期間も5年間とすることが適当

4. 暫定排水基準の適用に当たって

暫定排水基準適用期間内においても早期に一律排水基準が遵守されるよう、排水処理の適正化や製造工程の見直しなど排水濃度の低減に向けた対策の指導を継続的に行うことが必要。

(※本資料については、平成19年11月大阪府環境審議会答申における基本的考え方(案)に沿って、事務局で作成したものです。)